

障害者(児)虐待防止のための指針

非営利活動法人 かすみ草

I 目的

この指針は、障害者虐待防止法、児童虐待防止法(以下、「障害者虐待防止法等」という。)の趣旨を踏まえ、事業所全体で利用者の人権擁護、虐待防止に取り組むために示すものである。

II 虐待の種類

虐待は、事業所に従事する職員が利用者に対して次に掲げる行為を行った場合をいう。
(障害者虐待防止等による定義)

- ① 身体的虐待…利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体的拘束をすること。
【具体的な例】
 - ・暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える
 - ・身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制したりする
- ② 性的虐待…利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。
【具体的な例】
 - ・性的な行為で強要する
 - ・本人の前でわいせつな言葉を使う
 - ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたりする
- ③ 心理的虐待…利用者に対する著しい暴言、著しい拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の利用者に対する著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
【具体的な例】
 - ・利用者を屈辱するような言葉を浴びせる
 - ・人格をおとしめるような扱いをする
- ④ 放棄・放置…利用者を衰弱させるような(児童にあたっては、心身の正常な発達を妨げるような)著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による身体的虐待・性的虐待・心理的虐待と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
【具体的な例】
 - ・食事や排泄、入浴、洗濯の世話や介助をしない
 - ・室内の掃除をしない、ゴミを放置したままで生活させる
 - ・病気やケガをしても受診させない

- ⑤ 経済的虐待…利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益をえること。

【具体的な例】

- ・本人の同意なしに年金や貯蓄分の処分をする
- ・日常生活に必要な金銭を渡さない

Ⅲ 利用者虐待の防止体制

(1) 虐待責任者の設置

理事長:早野節子(以下「理事長」という)は、虐待防止責任者(委員長)とし、虐待の未然防止に率先して取り組む。

また、施設利用者の人権を養護する高い意識を持ち、風通しの良い開かれた施設運営のために職員とともに取り組む。

(2) 虐待防止委員会の配置

虐待防止委員会を配置する。

虐待防止委員会には、現場における虐待防止の責任者として(以下、担当者)とする。

- ① 運営責任者:
- ② サービス提供責任者:土井啓
- ③ サービス提供責任者:神内光子

虐待防止委員は、職員一人ひとりに対して、虐待防止という意識付けを図るとともに、虐待防止チェックリストから抽出された課題に沿った研修を行うなど虐待防止に取り組む。

また、ヒヤリハット報告や事故報告については、確実な現場検証を行い、事故等の再発防止に取り組む。

(3) 虐待防止委員会の役割

委員会の開催委員会は、委員長の招集により年一回以上定期的に開催するとともに、委員長が必要と判断した場合には臨時に開催する。

(4) 虐待防止(対策)委員会の役割

- ① 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関すること
- ② 虐待防止のための指針の整備に関すること
- ③ 虐待防止の貯めの職員研修の内容に関すること
- ④ 虐待防止について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

IV 虐待防止や人権意識を高める研修

人権意識・専門的知識や支援技術の向上を図るため、次の人材育成の研修を法人事務局及び各施設において計画的に実施する。

- (1) 管理者を含めた職員全体を対象にした虐待防止や人権意識を高める研修
障害者虐待防止法等関係法令の理解、過去の虐待事件の事例等を内容とする研修を行う
- (2) 職員のメンタルヘルスのための研修
職員が職場の中で過度のストレスを抱えていたり、他の職員から孤立していることも虐待が起きやすくなる要因となるため、職員のメンタルヘルスのための研修を行う
- (3) 専門的知識や支援技術の向上を図る研修
虐待の多くが、知的障害・自閉症等の障害特性及び高齢化による認知機能低下に対する知識不足や行動障害等の対応に対する技術不足の結果起きていることを踏まえ、利用者一人ひとりの特性を理解し適切に支援ができるような知識と技術を獲得するための研修を行う
- (4) 身体拘束廃止に向けた研修
身体拘束廃止と人権を尊重した支援の励行を図り、身体拘束廃止及び改善のための研修を行う
- (5) 事例検討
個別支援計画の内容を充実強化するとともに、利用者一人ひとりの特徴を日々の状況から十分に理解し、身体拘束を誘発するリスクの分析及び検討するための事例検討を行う

V 虐待を防止するための取組

- (1) 虐待防止チェックリストの活用
虐待の未然防止と早期発見を図るため、虐待防止チェックリストを活用し、職員が職場や支援の実態についての自己点検を行う
- (2) 事故・ヒヤリハット報告書の活用
職員が支援を行う過程で、事故に至る危険を感じたヒヤリハット事例の情報を共有するため報告書を作成し、効果的な分析を行い、適切な対策を講ずる
- (3) 苦情解決制度の活用
苦情での対応は、利用者の満足度を高めることに加え、虐待防止対策ツールの一つであり、積極的に周知を図る
- (4) 利用者や家族からの聴き取り
理事長や虐待防止責任者は、日頃から利用者の表情や様子に普段から注意を払うとともに、家族からの疑問や苦情が寄せられた場合は話を傾聴し、事実を確認する
- (5) 支援場面の把握
現場に直接足を運び、支援の様子をみて不適切な対応が行われていないか把握する。

VI 虐待が疑われている事案等があった場合の対応

(1) 虐待が疑われる事案等発見時の通報

① 職員の通報

職員は、虐待を受けた利用者を目撃したり、虐待を受けたのではないかと疑いを持った場合は、速やかに市町村に通報するとともに理事長や虐待防止責任者に報告する

理事長や虐待防止責任者は、速やかに関係職員から聞き取り調査を行うとともに、現場検証を行い写真や記録を残すものとする。

② 理事長や虐待防止責任者等の通報

理事長や虐待防止責任者等は、虐待が疑われる事案について職員や利用者の家族から相談を受けた場合は、速やかに関係職員から聞き取りを行うとともに、現場検証を行い写真や記録に残すものとする

こうした調査の結果、虐待と疑われる場合は、速やかに市町村（利用者に係る支給決定を行った市町村）に通報する。

(2) 通報者の保護

虐待が疑われる事案等を発見し直接市町村に通報した職員は、通報を理由として不利益な取り扱いを行けることはないものとする

(3) 市町村及び東京都による事実確認への協力

利用者虐待の通報により、市町村及び東京都による調査があった場合は、提出を求められた書類を速やかに提出するなど事実確認に協力し、聞き取り調査には誠実な対応をとる

(4) 虐待を受けた利用者や家族への対応

虐待を受けた利用者の安全確保を優先とし、虐待行為が疑われる職員については事実関係が明らかになるまでの間、自宅待機を命ずるなど利用者が安心できる環境づくりに努める。また、虐待事案に関する事実確認をしっかりと行ったうえで、虐待を受けた利用者やその家族に対して状況を説明するとともに、謝罪を含めた誠意のある対応をする。

VII 原因と分析と再発防止の取り組み

(1) 調査と原因分析の徹底

職員による虐待が明らかになった場合は、施設長等は、虐待を行った職員に対して、なぜ虐待を起こしたのか、その背景や経過について十分な聞き取りを行い、原因を分析する。

また、虐待を行った職員だけではなく、同僚職員や上司からも日常の業務を含めた行動や意識等を一人ひとり聴き取りした上で分析する。

こうした分析により、施設の体制面の課題や支援のあり方など運営面の課題を明らかにし、再発防止のための抜本的な対策を講ずる。

(2) 虐待した職員等への処分

虐待を行った職員や施設等の責任を明らかにし、関係職員に対しては就業規則等に基づき厳正な処分を行う。

処分を受けた職員については、虐待防止や職業理論等に関する教育や研修の受講をさせるなど再発防止のための対応を徹底して行う。

附則

この指針は、令和5年10月1日より施行する。